

掛川市規則第6号

掛川市スポーツ施設条例施行規則をここに制定する。

平成29年3月22日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市スポーツ施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、掛川市スポーツ施設条例（平成29年掛川市条例第8号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用日及び供用時間)

第2条 掛川市スポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）の供用日及び供用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日及び時間とする。ただし、条例第11条第2項の規定による指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認める場合には、供用日及び供用時間を変更することができる。

- (1) 供用日 別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める日
- (2) 供用時間 別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める時間

2 指定管理者は、前項の規定による供用日及び供用時間を変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(公告)

第3条 市長は、条例第4条第1項の規定によりスポーツ施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定をする予定期間
- (4) 申請の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定の申請)

第4条 条例第11条第1項の規定による申請を行うものは、掛川市スポーツ施設指定管理者指定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第11条第1項に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類の謄本
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (3) 前項に規定する申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) スポーツ施設の管理に関する業務の収支予算書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定の通知)

第5条 市長は、条例第11条第2項の規定による指定をしたときは、指定したものに対し、掛川市スポーツ施設指定管理者指定書（様式第2号）により通知するものとする。

(事業報告)

第6条 指定管理者は、毎年度終了後、条例第4条第2項各号に規定する業務に関し、事業報告書を作成し、5月31日までに市長に提出しなければならない。

(使用権の譲渡禁止)

第7条 条例第5条第1項に規定する許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第8条 使用者は、スポーツ施設の使用を終了したときは、当該施設等を速やかに原状に復さなければならない。条例第7条第1項の規定により使用の許可を取り消され、又は使用を制限されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第9条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由によりスポーツ施設の施設又は設備を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区		分	供 用 日
掛川市いこいの広場	野球場		1月4日から12月27日まで（火曜日を除く。）
	多目的広場		1月4日から12月27日まで（火曜日を除く。）
	テニスコート		1月4日から12月27日まで（火曜日を除く。）
掛川市安養寺運動公園	多目的グラウンド		1月4日から12月27日まで（火曜日を除く。）
	テニスコート		1月4日から12月27日まで（火曜日を除く。）
	水泳プール		7月20日から8月31日までの期間内で市長が別に定める日
	公園管理棟ミーティングルーム		1月4日から12月27日まで（火曜日を除く。）
掛川市下垂木多目的広場			1月4日から12月27日まで（月曜日及び火曜日並びに金曜日の午後を除く。）
掛川市海洋センター	掛川海洋センター	体育館	1月4日から12月27日まで（火曜日（休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条各項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。）を除く。）
		艇庫	1月4日から12月27日まで
	大東海洋センター	艇庫	1月4日から12月27日まで
	大須賀海洋センター	プール	7月20日から8月31日まで
掛川市大東総合運動場	野球場		1月4日から12月27日まで（月曜日を除く。）
	多目的広場		1月4日から12月27日まで（月曜日を除く。）
	テニスコート		1月4日から12月27日まで（月曜日を除く。）
	グラウンドゴルフ場		1月4日から12月27日まで（月曜日、水曜日及び木曜日を除く。）
	プール		7月20日から8月31日まで
掛川市大東北運動場	多目的広場		1月4日から12月27日まで（月曜日を除く。）
	テニスコート		1月4日から12月27日まで（月曜日を除く。）
掛川市大東ビーチスポーツ公園運動場			1月4日から12月27日まで（月曜日を除く。）
東遠カルチャーパーク総合体育館			1月4日から12月27日まで（火曜日（休日を除く。）を除く。）
掛川市大須賀運動場			1月4日から12月27日まで（月曜日を除く。）
掛川市南体育館			1月4日から12月27日まで（月曜日（休日を除く。）を除く。）

別表第2（第2条関係）

区 分		供 用 時 間	
掛川市いこいの 広場	野球場	午前6時から午後7時まで	
	多目的広場	午前6時から午後9時30分まで	
	テニスコート	午前6時30分から午後9時30分まで	
掛川市安養寺運 動公園	多目的グラウンド	午前6時から午後9時30分まで	
	テニスコート	午前6時30分から午後9時30分まで	
	水泳プール	専用使用	午前6時45分から午前8時45分まで及び 午後4時15分から午後6時15分まで (日曜日及び土曜日にあつては、午前 6時45分から午前8時45分まで)
		個人使用	午前9時から午後4時まで(日曜日及 び土曜日にあつては、午前9時から午 後4時まで及び午後5時から午後8時 まで)
公園管理棟ミーティングルーム		午前9時から午後5時まで	
掛川市下垂木多目的広場		午前8時30分から午後5時まで	
掛川市海洋セン ター	掛川海洋センター	体育館	午前9時から午後9時30分まで
		艇庫	午前9時から午後4時まで
	大東海洋センター	艇庫	午前9時から午後4時まで
	大須賀海洋センター	プール	午前9時から午後8時まで
掛川市大東総合運動場	野球場	午前6時から午後9時30分まで	
	多目的広場	午前6時から午後7時まで	
	テニスコート	午前6時30分から午後9時30分まで	
	グラウンドゴルフ場	午前9時から午後4時まで	
	プール	個人使用	午前9時から午後4時まで
専用使用		午前6時45分から午前8時45分まで及び 午後4時15分から午後6時15分まで	
掛川市大東北運動場	多目的広場	午前6時から午後7時まで	
	テニスコート	午前6時30分から午後9時30分まで	
掛川市大東ビーチスポーツ公園運動場		午前6時から午後5時まで	
東遠カルチャーパーク 総合体育館	アリーナ、武道場、弓道 場、スタジオ及び研修室	午前9時から午後9時30分まで	
	プール及びトレーニング 室	午前9時から午後9時30分(日曜日及 び休日にあつては、午後6時)まで	
掛川市大須賀運動場		午前6時から午後9時30分まで	
掛川市南体育館		午前9時から午後9時30分まで	

様式第1号（第4条関係）

掛川市スポーツ施設指定管理者指定申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

所在地  
申請者 団体名  
代表者氏名

掛川市スポーツ施設の指定管理者の指定を受けたいので、掛川市スポーツ施設条例施行規則第4条第1項の規定により、申請します。

（注）申請に当たっては、次の書類を添付してください。

- （1）事業計画書
- （2）定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類の謄本
- （3）法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- （4）指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- （5）スポーツ施設の管理に関する業務の収支予算書
- （6）その他市長が必要と認める書類

掛川市スポーツ施設指定管理者指定書

第 号  
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定について、掛川市スポーツ施設  
条例第11条第2項の規定により、次のとおり指定したので、掛川市スポーツ施設条例施行規則第  
5条の規定により、通知します。

指定をした施設	
指 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

(注) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲については、掛川市スポーツ施設条例に定め  
るもののほか、詳細については、協議の上、別に定めるものとする。